令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人太養保育園
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年2月9日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- 外部の専門家を活用した経営改善計画を策定するなど、経営状況の改善のための具体 的な検討を行うこと。
- ・ 理事長による職務執行報告を必ず行うこと。

文書指摘事項

理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で 2回以上、自己の職務の執行の状況についての | 会において報告する。 報告(以下「職務執行報告」という。)を理事会 に行わなければならないにもかかわらず、令和 4年度及び令和5年度において、職務執行報告 が全く行われていなかった。

ついては、理事長は、理事会に対し職務執行 報告を行うこと。

なお、本件は毎年度累次にわたり文書指摘を しており、昨年度の文書指摘では、貴法人は、 「令和5年度から必ず実施する。コロナ禍であ ったことにより理事会の開催を躊躇していた が、このことは当法人の認識不足によるものと 反省している。」旨の回答をしているものの改善 されていない。

理事長は、本件指摘事項に対する具体的な是 正・改善のための方策を当庁に対して報告する とともに、各理事(理事長を除く。)は、過去複 数回にわたり本件指摘が行われていることを十 分に認識し、適正な職務執行報告がなされるか 理事会で監督すること。

> (法第45条の14第9項により準用する 一般法人法第98条) (法第45条の16第3項) (定款第17条第3項)

経常増減差額に赤字が生じており、数年中に 支払資金(当期末支払資金残高)が枯渇するお それがある。また、欠損金(次期繰越活動増減 差額の赤字をいう。) が増加している状況にあ り、令和5年度決算において債務超過となるお それもある。

ついては、外部の専門家を活用した経営改善 計画を策定するなど、理事会で経営状況の改善

是正·改善状況報告

令和6年度から対面で開催する理事

令和6年3月15日に開催した理事 会において経営改善のための検討を 行った。

経営状況の改善策として、収入増 を図るべく湯梨浜町子育て支援課と 協議し、定員を現行30名から20名に 変更する手続きを進めている。

それにより年間780万円から900万

→書指摘事項	
V = イロイ内 + 1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	

のための具体的な検討を行い、その結果を当庁 に報告すること。

なお、貴法人の運営に際し、理事1名が私財 を投じ経営の安定化を図ろうとしているとこ ろ、法人経営の責任は等しく理事全員が負うも のであることから、経営状況の改善に向け、理 事会で真摯な検討を行うこと。

さらに、監事は、理事の職務執行を監査する 権限を有すること、また、評議員は、議決機関 として社会福祉法人の重要事項を審議し、理事 及び監事の選任及び解任の権限を有するととも に、監事及び評議員はそれぞれ社会福祉法人か らの委任に基づき善管注意義務を負うことか ら、監事及び評議員は、理事会が経営改善のた めの検討を行っているか監督する責務を負って いることを十分に認識すること。

> (法第25条、第38条) (定款第23条、第24条)

3 附属明細書について、借入金明細書の役員等 | 令和5年度決算おいて不一致を改善 長期借入金の期首残高(0円)が貸借対照表の 前年度末残高(3,128,034円)と一致していなか った。これは記入誤りが原因であると推察され る。

ついては、附属明細書の作成にあっては、計 算書類との整合性を図った上で、適切に作成す ること。

> (会計省令第30条) (運用上の取扱い26(1))

是正,改善状況報告

円程度の収入増が見込まれる。

この件については、外部の専門家 として税理士法人と協議をしなが ら、経営改善計画を策定中である。

なお、負債に計上された役員等長 期借入金(910万円)については、令 和5年度決算において寄附金 (910万 円) として処理した。

した。